

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、当該墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

令和8年4月27日 千葉県長南町

1 墳墓等所在地 千葉県長生郡長南町笠森333番地

1 墳墓等名称 長南町笠森霊園

1 死亡者の本籍及び氏名 東京都足立区西新井栄町1-1176 須之内宏、東京都足立区西新井栄町1-1176 須之内松江、東京都荒川区尾久町5-1091 須之内功彦、大阪府大阪市東淀川区豊里町992番地 上田きよ、東京都三鷹市大沢2-1572 箕輪加津江、東京都三鷹市大沢2丁目1572番地 箕輪一郎、東京都世田谷区船橋1丁目11番 箕輪洋子、東京都板橋区志村3丁目18番地 金子豊、東京都江東区東陽5丁目26番 金子清隆

1 改葬を行おうとする者 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町長 平野 貞夫
連絡先 長南町笠森霊園管理事務所
電話番号 0475-46-2115

公示送達

東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法第99条第2項の規定による使用収益開始通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

2026年（令和8年）4月27日

東播都市計画事業大久保駅前土地区画整理事業
施行者 明石市
代表者 明石市長 丸谷 聡子
記

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 明石市大久保町大久保町947番地の112
氏名 西 靖代

2 通知の内容

令和7年2月10日付け明区第23号-4で指定した仮換地について、使用又は収益を開始することができる日を次のとおり定めたので、土地区画整理法第99条第2項の規定により通知します。

(1) 使用収益開始日
2026年（令和8年）3月2日
(2) 使用又は収益を開始することができる仮換地
東工区 15街区 4画地 指定面積101㎡
(教示)

1. この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

2. また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、明石市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

高圧ガス保安法に基づく指定
保安検査機関の指定に関する
公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関の指定をしたので、同法第74条の2第1項第1号の規定に基づき、公示する。

令和8年4月27日 愛知県知事 大村 秀章

1. 名称
ヒノトインスペック株式会社
2. 所在地
名古屋市中村区並木二丁目182番地

3. 指定する地域

愛知県

4. 指定の区分

液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4項において準用する同令第77条第2項及び第4項から第7項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
5. 指定年月日
令和8年3月31日

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年三月二十六日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
北海道苫小牧市元中野町二丁目一三番一六号
特定非営利活動法人クリスマス島の塩の会
清算人 長尾 宇展

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
宮城県仙台市太白区土手内一丁目一四番四号
合同会社オフイス・ノエ
清算人 八矢 浩

解散公告

当社は、令和八年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
山形県長井市ままの三三番五号
有限会社長井総合保険事務所
清算人 佐藤ふじ子

解散公告

当社は、令和八年四月一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
山形県西村山郡河北町各地甲一六三番地の1
合同会社エルダット・リサーチ&コンサルティング
代表清算人 石垣 一司

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
山形市旅籠町一丁目九番一号
有限会社山形動物院
清算人 山口 省三

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
福島県福島市小倉寺字神ノ前二六番地の八
有限会社福島中央デンソー
清算人 八巻 芳光

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年四月二十七日
埼玉県さいたま市西区大字宝来一七一〇番地一伊藤ビル三〇三
株式会社曾根設計
代表清算人 曾根 儀一